

■ 2026年10月 耐震診断の対象となる住宅が拡充します

神戸市すまいの耐震診断員派遣事業実施要綱 – 抜粋 – (令和8年4月1日改正、10月1日施行)

2026年9月30日まで適用	2026年10月1日から適用
<p>(耐震診断対象建築物)</p> <p>第4条 耐震診断員を派遣する対象となる住宅は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) <u>神戸市内に所在する昭和56年5月31日以前に着工された住宅。</u></p> <p>(2) 延べ面積の過半を超える部分が居住の用に供されている住宅。</p> <p>(3) 次に掲げる工法以外で建てられた住宅。</p> <ul style="list-style-type: none">イ 枠組壁工法ロ 丸太組工法 <p>ハ 建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）による改正前の建築基準法（昭和25年法律第201号）第38条の規定に基づく認定工法</p> <p>(4) 原則として、建築基準法に適合している住宅。</p> <p>(5) 過去に、神戸市が行った耐震簡易診断事業又は耐震診断事業の適用を受けていない住宅。</p> <p>(6) 国、県、市及びその関係機関が所有する住宅でないこと。</p>	<p>(耐震診断対象建築物)</p> <p>第4条 耐震診断員を派遣する対象となる住宅は、次の各号に掲げる要件のすべてに該当するものとする。</p> <p>(1) <u>神戸市内に所在する次のイ、ロのいずれかに該当する住宅。</u></p> <ul style="list-style-type: none">イ <u>昭和56年5月31日以前に着工された住宅</u> 変更なしロ <u>平成12年5月31日以前に着工された在来軸組構法の木造住宅で階数2以下のもの</u> 診断対象に追加 <p>(2) 延べ面積の過半を超える部分が居住の用に供されている住宅。</p> <p>(3) 次に掲げる工法以外で建てられた住宅。</p> <ul style="list-style-type: none">イ 枠組壁工法ロ 丸太組工法 <p>ハ 建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）による改正前の建築基準法（昭和25年法律第201号）第38条の規定に基づく認定工法</p> <p>(4) 原則として、建築基準法に適合している住宅。</p> <p>(5) 過去に、神戸市が行った耐震簡易診断事業又は耐震診断事業の適用を受けていない住宅。</p> <p>(6) 国、県、市及びその関係機関が所有する住宅でないこと。</p>